

関係各位

日本弁理士会
副会長 蔵田 昌俊
貿易円滑化対策委員会
委員長 黒瀬 勇人

貿易円滑化対策委員会主催研修会
「中国における特許権に基づく行政摘発の実務」開催のお知らせ

●開催要項

【日 時】 平成 30 年 9 月 13 日（木） 14 時 30 分～16 時 30 分

【場 所】 全日通霞が関ビル 8 階 大会議室 A
(東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 番地 3 号)
(<http://www.neu.or.jp/html/map/>)

【定 員】 30 名

【言 語】 日本語

【費 用】 無料

●研修詳細

【研修内容】

中国における模倣品対策において、スピード及び費用対効果の観点から、行政摘発（AIC）が有効であることは知られるようになってきました。しかしながら、その多くは商標権及び著作権の侵害に基づくものであると思われ、専利権（特許権）に基づく行政摘発については、十分な情報や経験が蓄積されているとはいえないのが現状です。特に最近では、日本企業が、いわれのない特許権侵害の責に問われる事例が増えており、特許権侵害者側の立場としても、行政摘発への対応の重要性は増しています。本研修では、主に特許権の観点から、行政摘発をする（される）ために必要な情報を講義していただきます。講師には、ご自身で中国の調査会社を経営し、多くの特許権侵害事例に対応した経験のある弁護士・弁理士の島田敏史会員を迎え、特許権に基づく行政摘発の概要から、実務の流れ、証拠収集、攻撃時・防御時の留意点について解説していただき、その上で、ケーススタディとしていくつかの事例をご紹介します。特に、特許権侵害における証拠収集は、商標権等の侵害におけるものとは異なるので、そこに重点を置いて説明していただきます。

日頃模倣品対策に携わる方々はもちろんのこと、中国への特許出願業務を行う方々にも、権利行使までを含めた出願実務のブラッシュアップのために、当研修を受講していただくことを期待します。

【講師】

弁護士・弁理士 島田敏史 氏

●受講申込

【申込方法】

以下の URL にアクセスのうえ、お申し込みください。

<http://www.benrishi-navi.com/f/?id=a582&type=1>

※日本弁理士会の会員の方は、会員研修システムよりお申し込みください。

【申込受付期間】

9 月 10 日（月）正午まで

（先着順、定員になり次第締め切り）

※当日は名刺を 1 枚持参し、受付でお渡しください。

<問い合わせ先>

日本弁理士会 業務国際課 高野

TEL 03-3519-2703 E-Mail k.takano-jpaa@nifty.com